解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年十月二十四日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

広島県竹原市中央五丁目一番三五号

竹原市土地開発公社

清算人　三好　晶伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字五代字早稲田五九二番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　竹谷　壽正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

青森市中央一丁目一番二号メゾン青森Ａ一階　森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　雄亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大字下東山四〇九九番地、最後の住所仙台市宮城野区幸町三丁目三番一―二〇四号　被相続人　亡　海谷　正孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

東京都練馬区桜台一丁目一六番二一号、事務所東京都豊島区西池袋一丁目一七番一〇号エキニア池袋六階城北法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小薗江博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区元宮一丁目八番、最後の住所横浜市鶴見区市場西中町七番三二号メゾンドール一〇二号　被相続人　亡　皆川　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

横浜市戸塚区品濃町五五三番地一パークヒルズＪ棟一三一〇号

相続財産管理人　安田　森彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市八八一〇番地の五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鶴木　博澄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

事務所静岡県藤枝市岡出山一丁目七番一号ドエル山川一Ｆ早川・池ノ谷合同司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　早川　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区木場町二番地二六、最後の住所名古屋市港区木場町二番地の二六センチュリースクエア木場四〇二号　被相続人　亡　都築　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

名古屋市中区錦三―二―四相互ビル五階弁護士法人桜通法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅村　真紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区康生通二丁目二九番地、最後の住所名古屋市西区康生通二丁目二九番地サンハウス第二浄心一〇Ｃ号　被相続人　亡　松岡　孝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市利倉西二丁目一七番、最後の住所大阪府豊中市利倉西二丁目一七番一―五〇七号　被相続人　亡　野田　善伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県美方郡香美町村岡区市原三〇九番地二、最後の住所奈良県桜井市大字戒重四六〇番地　被相続人　亡　中村スヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

奈良市登大路町三六番地大和ビル二階

佐藤公一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　公一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市多伎町小田一三七番地一二二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　成相　哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

島根県出雲市多伎町小田一八〇一番地

相続財産管理人　吾郷　辰郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県大庭郡美和村大字三﨑六六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中尾　いか

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

岡山県真庭市勝山一七九番地

相続財産管理人　水島　敏裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県葦北郡津奈木町大字岩城二一三五番地三、最後の住所熊本市九品寺三丁目一七番三二―一〇三号　被相続人　亡　中村　忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月八日

熊本県葦北郡芦北町大字湯浦二九六番地九

相続財産管理人　司法書士　山本　和久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、資本準備金の額を三千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十三年十一月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十三年十二月八日

名古屋市守山区泉が丘六二〇番地

株式会社サンコウテクノ

代表取締役　木下　剛一

第36期決算公告　平成23年12月8日

名古屋市守山区泉が丘620番地

株式会社サンコウテクノ

代表取締役　木下　剛一

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	70,867
	固定資産	16,172
	資産合計	87,039
負債及び純資産の部	流動負債	109,599
	固定負債	19,853
	負債合計	129,452
	株主資本	△ 42,413
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 52,413
	その他利益剰余金	△ 52,413
	（うち当期純損失）	(6,058)
	純資産合計	△ 42,413
	負債・純資産合計	87,039